

お知らせ

ワシントン条約：第19回締約国会議における附属書改正事項について（再度のお知らせ）

令和6年8月23日
経済産業省貿易経済安全保障局
貿易管理部野生動植物貿易審査室

令和4年11月14日から11月25日にかけてパナマにて開催された、ワシントン条約第19回締約国会議（COP19）において、ワシントン条約附属書の改正が採択されました。

一部の種において、効力発生までの猶予期間が設けられていたところ、効力発生日が近づいておりますので、改めてお知らせいたします。

記

1. 附属書改正の効力発生日が近づいている種

以下の種について、2024年11月25日に附属書Ⅱ掲載の効力が発生します。

(1) ノウゼンカズラ科 (Bignoniaceae) の

ハンドローンサス属全種 #17※ (Handroanthus spp. #17)、

ローズデンドロン属全種 #17※ (Roseodendron spp. #17)、

タベブイア属全種 #17※ (トランペットの木) #17※ (Tabebuia spp. #17)

(2) マメ科のトンカマメ属全種 #17※ (Dipteryx spp. #17)

※：注釈17 丸太、製材品、薄板、合板及び転換された木材が条約の規制対象

2. 具体的な手続き

令和5年1月27日付けお知らせ（令和5年2月9日修正）をご確認下さい。

https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/02_exandim/06_washington/download/230127_cop19_kaisei_revised230209.pdf

【本件に関するお問い合わせ先】

経済産業省貿易経済安全保障局貿易管理部野生動植物貿易審査室

電話 03-3501-1723（直通）